

又水戸領おて、白虹日を貫く。又初昏西南よ、彗星
出て月を越て消む。同八月十九日、深川富ヶ岡ハ
幡宮の祭礼、練物見物群衆、永代橋落て、弱死千
五百餘人よ及ぶ。是らの事、打続にーるバ、心なき
ハ是迄翫びて劇話とも、心有るハ額を擧て云、魯
西亜累世漸々国を合、後代よーて、其属国我北境
に隣る。寛政四年、我国漂流の者を、送て蝦夷の
地「子モロ」と云所よ來る。是魯西亜我国よ來る始

也。思ふに彼国漂流人を送るとからば、紅毛人フラニダよ託
ゑて可也。然るを求て不通の国よ來るハ、必故有
べし。既よ文化元年、再び長崎よ來船して、強て通
信通商を請ふ。實よ是を請ふ非ど、我国汝窺ふ也。
されバ今其許されざるを名として、蝦夷の边境
東西よ寇も、漸一朝の事よ非ど、其根深きを知る
し。往古よ異秋我边境を侵るもの数十度、夫が
中よ弘安四年の寇患程、甚しきを暇し。元賊通

信の事寄。始て太宰府より來りハ。文永五年也。鰲鱉
 を列るまで。九十四年を経。其漸を積事志る。其
 間天変地妖を示し事。年を累添ぬ。鑓倉の執事北
 條時宗。不測の卓量有つて。用を節し。費を省き。力
 を防禦に用ひて。兵を練ふ事数年。寇來るを待て
 挑み戦ふ。然れ共志む。一敗績も。幸ふ。く伊勢
 石清水の神威に寄て。元寇十万。一時は海底に沈
 み。辛うじて患を除く。に至る。はらつら今を見る

よ。事ハ其事に似て。士民の強弱知べからむ。神威
 も亦必頼みがら。し。此文の続きは。四丁の半に至る。

神靈伐夷船

○歴朝神異例と云ふ書の。罰夷賊諸神靈異と
 云編よ。文政年間。長崎へ参來れる蘭人。の
 人。を欺き。公けの嚴禁ある。兵器等を掠め
 去らんと志ける。出帆の節。俄に神風吹出
 て。其船を引返させ。大波の爲に遠の陸に船
 を吹上げ。長崎役人。船中を改められし。右
 の国禁の品物。悉く露き出し。御取上
 り相成。御吟味の。野御書物奉行。天文方兼帶
 高橋作左衛門等の。蘭学者共の私曲も顕て。
 即ち泰平年表の。天保元年三月二十六日の

野。去戊年。阿蘭陀人。参府中。高橋作左衛門。
土生云。碩不。輕品々。蘭人へ相送候。及。御詮
談とあつて。細註。此一件。抱候。長崎奉行
高橋駿河守。作左衛門。高橋。小太郎。下河辺
林右衛門。川口源次。吉川克藏。門谷清次。即。永
井。左衛門。浦野五助。今原又兵衛。大場。斧三
郎。出野。金左衛門。長崎屋。源右衛門。此外。紅毛
通詞。六人。追。悉く。御答。被。仰付也。と見。内。叔
神凡と云。大凡の事。天保四年の春。刊行
して。世に弘めたる書を。左に摘要して。記ぬ。
梓島浪凡記。中島廣足と云者。彼時の暴凡。
世に紀。九日。吹流され。肥前。梓島と云。漂着
行あり。八月九日也。云々。此船よ。三町
計。上つ方。小は。あきたる。大船の。あかたよ。

火もえ出ぬと見。凡に連て飛來る。焰空に満
て。吾船も。殆落掛。ぬべし。人々。騒立。能見れ
ば。燃る火。ハあらで。渚の方よ。飛來る。光物成
け。金碗の。大さ成も有。て。空高く。くるめき。上
るさま。怖しと云。む。尋常也。神異例。今按。文
永十一年十月五日。卯時。對馬。国府。八幡官。仮殿
の内よ。火焰。夥く。もえ出。云。同月廿日の條。
箱崎。松原の陣を。逃。海に。出。々。小。恠。き。火。燃。四
己。船。二艘。頭。れて。皆。打。れ。適。沖。に。逃。延。た。る。大。凡
小。吹。沈。め。られ。け。云。刊。本。の。愚。童。訓。に。轉。多
浦。の。石。築。地。ふ。て。云。彼。時。よ。以。來。異。国。の。兵。船

寄毎、火を焚事とぞ成ふけふと云ふを合それ
 昔も今も同事ふて、此時の光る物も神連の凡
 を起して、異賊の船を吹返す云、十一日、夕つか
 長崎に歸着云、阿蘭陀の船のさばる、大に成
 も、碇網たえて、船佐の濱かゝる、志賀某の家門の
 前、渚ふぞ、吹あげある、抑阿蘭陀船も、波凡烈
 けま、碇網を甚長く延して、波を受る事、和ら
 むして、且て網を断事かゝる、故こたびも、あつ
 れど、沖よかゝる、唐船二つ流れ掛る、あつ、三

流の船の重さよ、得堪へて、網絶えぬ也、唐
 船ハ、都て三つ繋ぎ合たり、二つは此蘭
 船よ、西あふ、入江に吹入て、一つは巖めて、
 船腹を貫き、一つは深江の浦の奥つ方ある
 正徳寺と云ふ、寺の山辺に吹付たり、唐船ら
 いかく事謀りて、程もなく、引出し浮べぬ
 れど、和蘭船ハ、深く泥の中は居りて、揺がれ
 ば、まづまみあつれど、出さるべき由あり云、

此度の大凡ち、正鋪神凡也と世に云流せる
 いさる事有ける、彼阿蘭陀船ハ、此度歸るべ
 き時ふて、其船の中、我國の地圖を始めて、
 外国小渡と事を、嚴しく禁め給ふ物共を、誰
 が取傳へありけむ、種々の積入物に居たる
 を此大凡ち逢ひて、船を吹上られしかば、即
 此方の司人達行檢て、積入たる物ども、取お
 ろし、とかくせらるゝ序ふさる物ども、皆頭

出て、悉く公けよ召上、取納められぬ、極其事
 物せし、紅毛人も、嚴しく御答ふて、再び此国
 へ來る事を止め給ひ、此方のをいふ、是は掛れ
 るハ、程くは罪をかひ給ひと、後み聞つるハ、實
 より、是を思へば、此方の人々の死ける數、我
 輩の憂目見しハ、云べき事ふも非ど、彼蒙古
 が船を吹破るゝ昔の神凡も、其餘にふハ、近
 きに、この国に浦に、ある。此方の人ども、

そこふいつらめど、大き成所よ見る時ハ、其
ハ物の數からぬ事ふなん有ける云、の如く
なれば、神威も亦必頼難しと云べからど、神
威靈妙の事ハ、今述も實験多れば、凡心を以
沙汰すべき事ハ、非ど、独り我國を、神靈を上
下にもおと崇敬して、冥助を乞願ふ習も、
かれバ、いりよも其執心を助け起して、神德
廣大ある所を教へり、バ、決心覚悟する所
此來て、外冠來船の防禦乃節も、別して人
気の助け多るべし、我國は冠をも意有て、
異国船渡來する時、必神助あつて、上古より
一度も耻辱を取たる事か、是又奇也と云
べし、其一二をいもバ、同く神異例ハ、○朽木
本の日本紀畧ハ、延喜六年七月十三日甲子、

隱岐國言、從坪方猛風高吹、天使金草、命託宣
新羅賊船數艘、浮居北海、我爲追没、今吹大凡、都
具翌日、件帆柱板棹等、流着海岸、蓋是新羅賊
船破損、疾水也、神所告其徵如此、○扶桑畧記
延喜十八年裏書、曰云、古云、寛平六年二
月雪星見、四月新羅賊來、損人物云、神破賊船、
○朽木本日本紀畧廿、寛仁三年四月十七日
甲辰云、太宰府、飛驒使兼馬馳入左衛門陣、
是刀伊國賊徒五十餘艘、起來、虜壹岐島、教實
守藤原理忠、并虜掠人民來、筑前國怡土郡者、
十八日乙未、撰政以下、定申、飛驒事、仍賜太宰
府勅符、並令五箇條、誓固要害、防禦凶賊、祈禱
諸神、可守當境、之由也、二十一日戊申、奉幣伊
勢大神宮以下十社、依刀伊國賊徒事也、二十
二日己酉、俄吹起神風、賊船漂倒、○一代要記
後中多天皇、文永十一年甲戌、十月二十日、

始合戰、宰府軍兵皆敗北了。爰同日亥刻、兵船
二艘出來、暗天合戰、非九慮之所、及則是神明
化伐也。即異國軍兵破退散云々。○同記、弘安
四年辛巳六月朔日、申刻異國兵船來云云。閏
七月九日、宰府飛脚到來言上、去朔日大凡頻
次而異國兵船悉以漂沒了。是併神明之靈威
非人力之野及云々。○内宮注進狀云、弘安四
年七月二十九日云々。上奏二宮、未社凡社室
殿鳴動自二十一日今二十九日曉天云々。忽
起大凡而倒、喬亦矣。蓋亡九州、異狄、今明之間
致、仍以言上如件。この時の事ハ誰も能知所
よいて蒙古の軍艦三千五百艘、破滅して生
て本國に返り賜へる者、只三人耳の由諸書
に委ねれむ。爰小畧を○神宮社記云、正應六
年三月二十日、官符改社奉捧、宮號預官幣二
官同前也。○内宮外
異賊降伏御祈禱之時、似有靈

威也。○吉田大納言經長卿の吉統記、正安
三年十二月の條、云、異國賊襲來薩、薩國子
敷島云々。二三艘許見、自鎮西飛脚下向、關
東云々。兵船追、將着岸之時、忽起大凡、破賊
船而漂沒了。時人皆稱神凡云々。○南朝紀傳
三、應永二十六年八月、異國の凶徒、對馬國の
浦に襲來る。兵船五百餘艘、凡波の爲、一時
漂沒を○行囊、鉾南遊、棋津國、住吉社條、曰
舊記云、神功皇后の三韓御征伐の時而已。か
らむ其後十一年、も頭れ給へる。又天慶三
年十一月、純友が叛、記ける時、も神託あり。又
後花園院、享德二年八月二日、神馬死、伊勢石
清水の神馬も、同時に死に、云々。異國の賊
來り、故也。と。又後柏原院、大永二年五月十
七日、神殿鳴動。此時も異國の賊船、自ら亡び
失き、この外、も異船害心を指授て來る

神意本原諸蕃人の
獻貢ふ在り

合たる初貢を大御神
先づ

時ハハ神威を以て異賊退治志給へる事歟
多かれ共さのみいと畧そ〇又延喜神祇
式ハの巻ニ載られたる祈年乃大前白
の祝詞ニ伊勢坐天照大神乃大前白
久皇神乃見壽志坐四方國者天乃登立極國
乃退立限青雲能極白雲乃向伏限青海原
者棹枝不干舟艦乃至留極大海根根都原
氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐
久弥氏馬仇至留限長道無間久立都氣氏
狹國者廣久嶋國者平久遠國者八十都打掛
氏引寄如事皇大神寄志奉良波荷前者皇
大御神乃前如皇大神打積置氏疾乎波平久
聞者云と見えたる是ハ天照大神の御
神慮の如く速き國の諸蕃國よとも貢獻の物
を船に積來り横山の如く沢山よ奉る天皇平
其成と餘れり船來の品をも世々の天皇平

△異國の者共我國へ歸伏
志奉る異國の産物を
寄らし來らん事よお
しむけ置給ふ

標ハ受納志給えんと義也されど神祖の
神意の如く害心なく諸蕃の夷人ども皇國
へ船をよせ貢物を資らし來らん事を欲し
給ふハ朝廷上世よその事にてまさしく神
功皇后三韓御征伐も天照大神の神託志
ハしを成し依て仲哀天皇崩御の間もなき
諒闇の中御出陣ハ何故ぞ其神慮を重ん
じ給ふ歟慮よその事也古事記日本紀を拜
見して國體の本原を會得して當今よ所置
とべきからびや蕃夷の諸洲よ貢調せん
事を欲し給ふハ天照大神の思召よ抑
異國と通路の事神代よ初ると云論ハ狩谷
隆友も取戎本義録に云所よして動くまじ
き宏論なり本居よ就て見るべし

彼國の船を海城と云其街餘國よ勝たり江府素

よと海岸の地、水路万里に通じぬまば、油断をべ
からどかど、口あるふ任せ。云騷ぎもて行いかむ。
無益の雑談、聊かてり。彼地の噂、致間敷由奉行
所よと町々ふ觸た。又武家へも。六月十三日。此
八日御旨付もて、巷説の妄あるを示さる。斯て蝦
夷地表

下条は酋長イリキルト
船長コレラエモウシと
あり。何、是ふらん

たる趣を申、一向り通商を請ふ。若此事許されば、
るふ於て、來年大軍を卒て、東西二島は押寄、手
並の程示さんと也。かゝる、同五年の正月、
御使番小菅猪右衛門正容、村上監物義雄、御小性
組山岡傳十郎景胤、西丸御書院番、箕目長右衛門
仰を請て、伊達、會津の人数を卒て、蝦夷小趣て、小
菅、村上ハ箱館松前ハ留て、山岡ハ會津の人数を
指揮して、西地カラ下島ハ至て、箕目ハ、伊達の人
を指揮して、東地エト下島ハ趣き、魯西亞船來る、
待受、是、成、打拂んと、各彼地ハ備を設るの所、其年
來らど、兩士手を空しくあて、其年北秋、其地を發
して、江戸ハ歸る。夫よ、三年の間、更ハ音信を
四年目文化八年五月二十一日ハ、リイシクの内泊北
崎アラ上のセシラシ、提所役と云、所ハ、魯西亞船一艘、乗
組六十餘人、酋長をリイシと云、船長を「コ、ウ、シ、モ、フ」と
云、此船を名付て「シヤナ船」と云、先年來り人ハ非ど、

漂流の体ふて着岸し。八人上陸して、内一人ハ蝦夷の舟ヲソロ人也。薪水を乞ふ。然れ共言語通ぜど。且魯西亜人を見らる。有無を論ぜど。打拂ふべしとの。無ては御下知。寄南部の守衛銃炮を放ち。八人残生捕。魯西亜船も始の程ハ少く。炮を發せしが。強て戦を好まむ。帆曳て属國カシヤアソビ歸る。其屬八人。た。ち。ふ。松前。送れ。同九年八月。再びシヤ船一艘。乗組の人。前年。同。尾州藝州の商人の漂流三人。先年。文化五年。丁。ふ。捕えられた。番人一人。五郎次と云。都合四人を伴ひ。同所「セ」に。着岸し。尾藝の漂流二人を先上陸せしめ。去年。屬れ。八人。を。返。し。給。ふ。と。諸。其。所。の。役。人。換。撥。も。及。び。守。衛。の。人。數。を。出。し。て。火。炮。を。備。ふ。シヤ船。是。を。見。て。或。成。難。き。趣。を。云。役。人。ら。議。し。て。云。此。所。の。守。衛。多。う。ら。む。畫

夜寢食を安んぜむ。て。防。禦。子。疲。勞。も。此。更。松。前。へ。の。往。返。日。數。経。だ。殆。心。力。尽。ぬ。べ。し。偽。て。彼。再。云。ん。よ。八。人。ハ。屬。皆。刎。首。せ。し。然。る。時。を。彼。怒。つ。て。上。陸。せ。ん。前。上。陸。せ。し。勉。戰。し。て。一。時。は。擊。取。べ。し。然。ら。ぶ。る。時。ハ。速。に。歸。帆。を。べ。し。た。と。ひ。本。國。に。歸。人。數。を。催。し。來。る。共。寒。氣。の。時。節。に。至。り。船。自。在。ふ。ら。じ。其。間。も。松。前。よ。り。守。衛。乃。人。數。も。加。え。る。べ。し。と。一。策。を。出。し。者。あ。り。衆。皆。是。に。同。じ。五。郎。次。を。使。し。て。シヤ船。に。遣。は。し。此。使。容。易。か。ら。む。五。郎。次。卑。賤。の。者。と。い。へ。ど。も。勇。氣。有。て。心。撓。ま。む。能。勤。し。を。皆。賞。美。せ。し。と。む。酋。長。等。其。使。の。言。を。聞。如。何。成。所。存。ふ。や。五。郎。次。を。バ。留。め。む。と。傳。馬。船。に。乗。せ。て。セシヤタへ。返。し。繩。を。解。て。其。地。を。去。ぬ。然。れ。共。酋。長。ら。八。人。の。者。救。され。し。と。云。を。疑。ふ。此。時。は。當。て。クナシの番人。南部の人。數。一。人。を。送。り。て。松。前。に。渡。る。洋。中。よ。り。て。シヤ船。追。掛。其。船。に。乗。居。た。る。蝦。夷。人。

一人捕シテ取乗せ、彼八人の實否を問ふ。杜健
小て松前より在由を答ふ。又此時、横津兵庫の船頭、
高田屋嘉兵衛と云者、エトリの諸負人也。エトリの歸
りけ、エトリの「ケラ」云云。著船せし、野シヤナ此船
を見付、火炮を市掛、四五十人計、傳馬に乗嘉兵衛
が船に乗移、嘉兵衛を始乗組の者、殘りを縛し、乗
組の内婦人あり、嘉兵衛が妻也。網を其船より引
シヤナ船に繋ぎ、夫より船中の縛を解、嘉兵衛を
マナ船に伴ひ、酒肴を設て是に饗せ、尊敬至て厚し。
嘉兵衛結を著た、故に貴人と思へ、既よりして
酋長、嘉兵衛云、日本より申事あれば、足下を日本
より候して行也。嘉兵衛遁れ難きを告知、故に、女も
臆せど、速に領掌して云、其方より従ひ何国にも至
るべし。然らば我食料を入べしとて、已に船より至
米五十俵を移して積しむ。酋長ら大に喜び、縄を
解の日、珠玉、緋緞を嘉兵衛が妻に贈り、其船を放

て本国に歸らしめシヤナ船も直に歸帆す。同十年
五月二十六日「セペコ」へシヤナ船一艘乗組の人前年
小同し、去年連行し、高田屋嘉兵衛を送りて着岸
し、嘉兵衛を上座せしめて云、先年「ラフ」エトリ
等の島々を乱妨せし、素より魯西亜王の知る
所、非ざる、皆「カミヤ」等の属国に在る、あふき者等
が仕業也。依て彼等必罪に處し、自今以後貴国の
地より足を入さば、罪べからず、願ふくハ、虜八人を返
し給ふべし。此事申さん、爲、一昨年の五月此
地より参りし、計らふべき、嚴重の御ありらひは
逢て船を返しぬ。去年高田屋嘉兵衛を得て漸に
我國の事、通む、依て「セペコ」より、急き松前より告
て此時の奉行、服部伊賀守、羽檄を飛ばして、江府より
注進し、吟味役をして「セペコ」に遣し、事決執しむ。
則高橋三平、粗平兵五郎也。此時高橋、傷寒をうれひ
て、漸愈に至るといへ共、猶起居自由からず、奉行

云、御辺を置いて、彼地は事次執べき人か、保養に
加へ、快気次第に、発足有べしと思へらく、全快
の期を待たば、平生無事の時也、軍陣に臨まざる事
有可らむ、事ハゆるかせもべからむ、延とも
産地の旅行成難し、海路よき赴くべしとて、其日
よき旅の支度して、不日松前を發せしと也、
船長「コラエモ」等と、船問せし、先年乱妨の申訳、
巨細を訊きし、其節「ト」にて、持行た、我國
の兵器、并に申訳の書面、證状を持し、當年松前
至べし、其時に至りて、官府より、諭書をも賜ふ、且
厚八人も返し与ふべしと申渡り、酋長ら悦び、
領掌し、属国「アホ」云所、歸帆も、魯西亜船、改て
松前の官舎に來り、事容易からむ、先奉行は、断走
よき官府に伺ひ、其往返數月を経、御下知を待時
ハ、當年の事に至らむ、高橋藩の其成易きを知る

魯人乞和
江戸評客
蝦夷治平

が致し、断然として來年と云ふ、當年再び來るべし
と令し、來年と成時ハ、松前の守備監使の設、其費
用いくむとや、其計らひの機密、年功あり、
れ、致支あり、後此事、政府に聞え、參政いた
く、賞美せし、同九月十六日、魯西亜の酋長「イリコ」
及び船長等、約に違ひも、箱館に來船し、先年乱妨
せし申訳の謝状、且貴國の兵器、所を求むとい
へども、あれど、依て其證状を捧、の由を申し、先
に高橋「ヒ」ふて、酋長に云、我國の兵器、取揃へ
持來るべし、然れ共、所に散りて、見當らむ、其
證状を持來るべし、其代りとして、汝が國の兵器、杯
持來るべし、らむと、諭め、斯の如し、同二十六
日、同野奥の番所、於て、守衛を嚴重に備へ、諸吏
列席し、高橋、根本の両士、酋長「イリコ」に、官府より
の諭書を授け、且其虜八人を渡り、酋長謹んで、并載
し、虜人の請取書を捧げ、此度の謝儀として、方物

教品を獻じ、然れ共其品をたいろひ相返し、旅泊薪水の教を賜ひ、西垂本國に歸る。是より、松前ハ、元武田の族より、絶て波立ぬ事と成ぬ。○松前ハ、元武田の族より、絶て波立ぬ事と成ぬ。徳三年松前より下り、初て蛸崎を称号とし、彼地の土国下國を領し、然れ共、やゝもそれむ。一揆して、静り、ふらむ。四代の孫若狹守季廣が時、賊室を散ちて、蝦夷を撫も、是より其地治る。五代伊豆守慶廣が時、文禄二年正月十五日、豊臣太閤より、蝦夷一國及び松前を領知し、諸國より來る所の商船慶廣が下知し、隨ふべし。若法より背く者あらば、其國主より告て誅討すべき旨、朱印紙賜ふ。此時よ、蛸崎を改て、松前を稱し、松前の福山に住し、歴世魚獵交易の利を以て、領知とせり。中国、北國、西國より商船入津。あて繁花の地なり。

近世諸蕃來舶集卷之一畢

近世諸蕃來舶集卷之二

外主主人 輯録

○文化四年十月二十三日、井上左大夫、豆州下田、相

州浦賀、安房上総、海岸見分可致吉被_レ命、是ハ異國船渡來の節、防禦のため、大筒

墓場を築んとす。

○同月廿四日、初而松前奉行被_レ仰付、河尻肥後守、村垣淡路守、

○同年十一月十八日、羽太安藝守正養、箱館奉行、當夏魯

西垂乱入の砌、差圖不行届、御役御免、小普請入、逼

塞被 仰付

○文化四年十二月五日、松平政千代、仙臺松平金之

助、會津蝦夷地警固被 仰付

魯船討取
可申の命

○同月九日、御書付、魯西並船津、浦、於為到着

○同月十一日、小菅伊右衛門、村上監物、山岡傳十郎、

夏目長右衛門、來春蝦夷地へ可致、發足旨被 仰付

同五年十一月廿二日、小菅、村上、山岡、夏目、
彼地依相勤、各黃金五枚宛被下之

○同月廿日、南部大膳大夫利敬、七千兩、津輕越中守

寧親、五千兩、并借被 仰付、蝦夷地軍役相勤、費用多き、依て也

仙臺會津
家臣蝦夷
出陣

○文化五年正月九日、よ、十三日小至、會津勢千三百餘人、城下出陣を、蝦夷地発向、同十五日よ

了、仙臺勢四千八百餘人、城下出陣、蝦夷地へ進發、

同二月五日、會津勢二百五十人、又蝦夷地発向、同

国役金

○同年四月五日、來已年、朝鮮使、對州追來聘小依て、
御領私領共總国役金被 仰付、六十余州、御領私領共、村高百石、付

金一兩宛、国役掛り候筈の処、右金高當辰年より、
來申年迄五ヶ年、割合一ヶ年分、村高百石より、永
二百文宛掛り候筈、山城大和近江、京都
奉行、横津河内和泉、播磨、大坂町奉行、此れ一
月於江戸掛り御代官へ相納可申候掛り御代官
大貫次右衛門崎平右衛門、浅岡彦四郎、野田源五
郎、恩田、後指支の事有て、文化八年より聘使來、
新八郎

○文化五年四月七日、戸川筑前守安倫、松前奉行去夏中、

魯西亜、乱入の節、指圖不行届、御役、御免、

○同月九日、岩本石見守正倫、浦賀奉行井上左大夫、御方、

豆州下田、相州浦賀海辺、其外見分被、命、大筒臺

場御取立、相州三崎城、島安房が崎の臺へ、臺場
取立、相州浦賀燈明臺、相州走水觀音寺
觀音山、豆及下田須走寺、房州洲
の寺、上総国百首都合六箇所、

○同年八月十五日、西戎、諸、尼、利亞、国の大船、長崎港

へ漂着、民家、改、乱、妨、も、同十七日の夜、至て出帆、

十八日朝迄、異国船出帆の、御用向取調相濟、總
体の始末言上、毛帆影見え隠の注進、其外御届書
追仕廻候て、大早宿次被差立候以後、御用の間へ
被入、御隱密の御用直筆、被相認候と申事、小て、
陣服、おて有、之、何、欣、暫く、認、物、被、致、候、故、近、習、小、性
人の詰所、指扣候、餘、長き、認、物、故、襖、を、明、け
伺候、処、打、伏、被、居、候、を、引、起、候、へ、バ、切、腹、被、致、最
早、絶、命、小、て、療、治、も、間、合、不、申、然、れ、共、表、向、え、病

喫船長崎
乱妨

長崎奉行
切腹